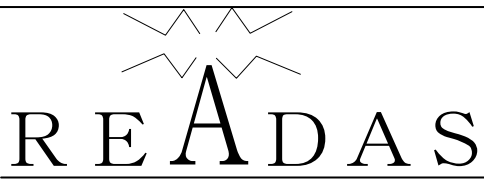


第 5485 号	 リーダスクラブ	1994年1月6日創刊・毎日発行 リーダスクラブFAXニュース (2016年)平成28年 6月 9日 木曜日
----------------	--	--

発行所 三輪厚二税理士事務所 / 相続税申告相談センター（編集・発行：税理士 三輪厚二）
大阪市中央区備後町 2-4-6 TEL：06-6209-7191 WEB：<http://www.souzokuzouyo.com>

遺言による保険金受取人の変更

Q：父は、遺言で保険金受取人を兄弟2人に均等に相続させると書いていました。保険契約の受取人は長男になっており、遺言の内容と違いますが、この場合の受取人はどうなりますでしょうか？

A：兄弟2人が均等に相続することになります。

【解説】

保険契約者は、保険金受取人を変更することができ、保険金受取人の変更は、遺言でもできることとなっています。

お尋ねの場合、保険証券では長男が保険金受取人となっている保険を、遺言で兄弟2人に均等に相続させると書かれていたとのことですから、遺言によって受取人を兄弟2人に変更し、割合は均等に分けるという趣旨だと解されます。

したがって、この場合には、長男は入金された保険金のうち半分を弟に交付しなければならないことになります。

なお、兄弟が取得した保険金は、みなし相続財産となり、保険金の非課税規定(相続人1人当たり500万円)が適用されることとなります。

